

議案第7号

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例の制定について

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例を次のように制定する。

平成30年2月6日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市指定居宅介護支援等の事業等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、指定居宅介護支援等の事業に係る介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第79条第2項第1号の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)の指定に関する基準を定めるとともに、法第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を次のように定めるものとする。

(基本方針)

第2条 指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等(法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。)が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければなら

らない。

- 4 指定居宅介護支援事業者は、事業の運営に当たっては、市町村（特別区を含む。）、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）、介護保険施設等との連携に努めなければならない。

（事業者の資格）

第3条 法第79条第2項第1号の規定により条例で定める指定居宅介護支援事業者は、法人格を有する者とする。

- 2 前項に規定する事業者は、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等ではないものとする。

（記録の整備）

第4条 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、指定居宅介護支援等の事業に関する基準について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第4条に規定する記録の保存期間は、施行日以降において保存及び調整される記録の整備について適用し、施行日前において既に保存及び調整された記録については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成30年4月1日から居宅介護支援の指定・監督に関する権限が県より移譲されることに伴い、当該事業の人員及び運営に関する基準を制定する要あるため提案する。